

石教給第38号

令和5年11月10日

石狩市学校給食センター運営委員会

委員長 青山 司 様

石狩市教育委員会

教育長 佐々木 隆 哉



学校給食費の適正な水準について（諮問）

下記の事項について、石狩市学校給食センター条例第8条第2項の規定に基づき、諮問いたします。

記

諮問事項 学校給食費の適正な水準について

諮問理由

本市の学校給食費は、令和3年11月22日に貴委員会より答申を頂き、令和4年4月1日に現行の一食単価に改定致しました。

この改定は、11年以上同一としていた学校給食費単価を食材費の高騰等の要因により値上げするものであり、また、以降の学校給食費単価についてはこの答申の付帯意見を踏まえ、改定後2年を目途に改定を検討するものであります。

この改定以降、世界的な社会情勢の動きや気象変動などによる資源価格の高騰や円安の進行により、様々な物価が急激に高騰する傾向となっております。

このような中、令和4年度及び令和5年度には、国の物価高騰対策の交付金を活用し、また、食材の選定や献立の工夫など可能な限り努力を行い、学校給

食実施基準に準じた給食を提供してきております。

今後においてもこの傾向が続くことが想定され、現状の学校給食費単価では安定した充足率及び食品構成の維持、安心・安全な給食提供の継続が難しい状況となっております。

このことから、小学1年生から中学3年生まですべての区分において、物価上昇に対応した、学校給食費の適正な水準についてご審議頂きたく、貴委員会に諮問するものです。